

平成19年度の第三種監視化学物質の製造数量及び輸入数量を合計した数量
を公表した件の修正について

平成21年3月6日

平成19年度の第三種監視化学物質の製造数量及び輸入数量を合計した数量については、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第25条の2第2項の規定に基づき、平成20年10月31日付け官報号外第238号（経済産業省告示第243号）及び同日付けの当省ホームページにて公表したところですが、その後、下記の物質について追加・修正の届出があったため、本日付けの官報により官報正誤を行いましたので、お知らせします。

記

通し番号	化学物質の名称	製造数量及び輸入数量を合計した数量（単位：トン）	
		修正後	（当初公表量）
3	2 - s e c - ブチルフェノール	412	（401）
14	4 - （1，1，3，3 - テトラメチルブチル） フェノール	27，192	（27，151）
15	2，6 - ジメチルフェノール （別名2，6 - キシレノール）	13，547	（13，538）
76	4，4 - ジアミノ - 3，3 - ジクロロジフェニルメタン [別名4，4 - メチレンビス（2 - クロロアニリン）]	2，696	（2，603）
92	4 - s e c - ブチルフェノール	183	（177）
113	10H - フェノチアジン	1，250	（告示なし）